

『はじめての介護』

＜引受保険会社：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社＞

の商品概要

正式名称	告知コース	指定通貨建終身保険
	無告知コース	指定通貨建特別終身保険

1. 商品の特徴

■「告知コース」「無告知コース」のいずれかをご選択いただけます。

「告知コース」

- ・ご契約からすぐに、外貨で一時払保険料以上の一生涯の保障を確保できます。
- ・死亡保障、高度障害保障、介護保障^{*1}があります。
- ・お申込みにあたっては、被保険者の健康状態などについて、告知が必要となります。

「無告知コース」

- ・契約日から5年経過後に、一生涯の保障が増加します。
- ・死亡保障、介護保障^{*2}があります。
- ・お申込みにあたっては、被保険者の健康状態の告知なしで90歳までご加入いただけます。

■要介護2以上と認定された場合^{*3}、介護保険金をお受け取りいただけます。

- ・要介護2以上と認定された場合^{*3}、死亡保険金の受け取りにかえて介護保険金を受け取れます。
なお、被保険者が受け取る介護保険金は原則非課税となります。
- ・ご契約時に介護保障割合100%、50%または介護保障なしをご選択^{*4}いただけます。
- ・介護保険金額は基本保険金額に対し、契約時にご選択いただく介護保障割合(100%、50%)を乗じた金額となります。
- ・介護保障割合100%を選択された場合、介護保険金のお受け取りにより契約が消滅するため、以後の保障はありません。
- ・介護保障割合50%を選択された場合、介護保険金のお受け取り後も、死亡・高度障害保障^{*5}が続き、残りの50%の金額を一生涯の死亡・高度障害保障^{*5}として確保できます。

*1 介護保険金特則を付加しない場合、介護保障(介護保険金のお支払い)はありません。

*2 介護保障特則を付加しない場合、介護保障(介護保険金のお支払い)はありません。

*3 「告知コース」

介護保険金は被保険者が次のいずれかに該当した場合に支払われます。

- ①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。
- ②ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態に該当し、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき。

「無告知コース」

介護保険金は被保険者が次のいずれにも該当した場合に支払われます。

- ①責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度による要支援または要介護の認定を受け、その認定の効力が生じたこと。
- ②公的介護保険制度による要介護 2 以上に該当していると認定され、その認定の効力が生じたこと。

* 4 今までに要介護認定を受けたことがある方や公的介護保険の申請中である方は、介護保障割合 100%、50%は選択できません。

* 5 「無告知コース」の場合、高度障害保障はありません。

2. 取扱規定

契約年齢	50 歳～90 歳(契約日における被保険者の満年齢)	
指定通貨	米ドル・豪ドル	
最低一時払保険料 (保険料単位)	50,000 米ドル／豪ドル(100 米ドル／豪ドル) 円入金時: 500 万円(1 万円) ※保険料円入金特約付加	
最高保険金額	10 億円 ※円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。	
最高介護保険金額	3 億円 ※円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。	
保険期間	終身	
保険料払込方法	一時払のみ(指定金融機関口座への送金)	
保障(責任)の開始	一時払保険料(相当額)を受け取った時(告知される前に受け取ったときは告知の時)からご契約上の責任を負います。	
積立利率	設定日 毎月 1 日・16 日	
契約者	被保険者の 3 親等以内のご親族	
死亡保険金受取人	被保険者の 3 親等以内のご親族(複数名お選びいただけます) ※1%単位で合計が 100%となるようご指定いただきます。	
介護保険金受取人 高度障害保険金受取人	被保険者	
付加できる特約・特則	告知コース	無告知コース
	・介護保険金特則 ・リビング・ニーズ特約	・介護保障特則
	・円支払特約Ⅱ ・年金支払特約 ・年金移行特約 ・保険料円入金特約 ・目標額到達時円建終身保険移行特約 ・円建終身保険移行特約 ・指定代理請求特約	

3. 商品概要

主な保障内容		告知コース	無告知コース
	死亡保険金	被保険者が保険期間中に亡くなられた場合にお支払いします。	
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、ニッセイ・ウェルス生命所定の高度障害状態になられた場合にお支払いします。	取扱いはありません。
	介護保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、次のいずれかの状態になられたとき ① 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に認定されたとき ② ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態に該当し、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	被保険者が保険期間中に、次のいずれにも該当したとき ① 責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度による要支援または要介護認定を受け、その認定の効力が生じたこと ② 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定され、その認定の効力が生じたこと
告知		あり	なし
解約払戻金		あり(市場価格調整適用)	
配当金		なし	

4. ご注意いただきたい事項

■お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、外国通貨のお取扱いに必要となる費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、一時払保険料から次の金額を控除します。

契約年齢／契約初期費用（一時払保険料に対する割合）				
告知コース				無告知コース
50～81歳	6.5%	85歳	6.1%	6.5% （全契約年齢共通）
82歳	6.4%	86歳	5.9%	
83歳	6.3%	87～90歳	5.7%	
84歳	6.2%	—		

【保険期間中の費用】

<告知コース>

次の費用を毎月積立金から控除します。

・死亡・高度障害保障に必要な費用 ・介護保障に必要な費用（介護保険金特則付加）

これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。

積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用を差し引いています。

<無告知コース>

次の費用を毎月積立金から控除します。

・死亡保障に必要な費用 ・介護保障に必要な費用（介護保障特則付加）

これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。

積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートと TTM(対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
保険料を円貨で払い込む場合 [保険料円入金特約]	TTM+50 銭
死亡保険金、介護保険金等を円貨で受け取る場合 [円支払特約Ⅱ]	TTM-50 銭
円建の年金で受け取る場合 [年金支払特約] [年金移行特約]	
円建終身保険に移行する場合 [目標額到達時円建終身保険移行特約] [円建終身保険移行特約]	

* TTM(対顧客電信仲値)は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは 2020 年 6 月現在のものであり、将来変更されることがあります。

一時払保険料を外貨にてお払い込みになる際、および保険金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【特定のご契約者にご負担いただく費用】

- ・年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約払戻金を特約積立金額として、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金管理費として特約積立金から年金額の 1% を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
- ・目標額到達時円建終身保険移行特約または円建終身保険移行特約による円建終身保険への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

■市場リスクについて

この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■為替リスクについて

この保険は外貨建であるため、為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払

保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

以上